

アパート・マンション等の管理者の皆様へ ～水道局からのお知らせ～

ご所有のアパート、マンション等の水道料金について、現在の用途を「家庭用」⇒「連合専用」に変更することで、水道料金が安くなる場合があります。

※戸別（各部屋ごと）に水道料金を徴収している場合を除く

例えば、○△住宅（部屋数3）において 使用水量（2カ月分）が60m³の場合

上下水道料金の
計算

「家庭用」で
料金計算すると



16m³までの使用水量
基本料金 3,120円
超過料金 12,100円
 = **15,220円** (3部屋分)
 17m³以上は、超過料金として加算

「連合専用」で
料金計算すると



20m³ { 基本料金 3,120円 = 4,200円
 超過料金 1,080円 }
 60m³ { 20m³
 20m³ 4,200円×3部屋分 = **12,600円**
 20m³
 全体の使用水量を各部屋が均等に使用したものと計算
この場合、2,660円もお得に!

- 店舗が入居している場合は用途が「営業用」となるため、「連合専用」に変更することはできません。
- 部屋数は入居の有無にかかわらず、すべての部屋数の計算となります。

水道料金のお支払いは **口座振替** をご利用ください!

★手続き方法★

①預金通帳 ②印鑑（届出印） ③「上下水道料金のお知らせ」または「水道料金領収書」をご持参のうえ、各金融機関または水道局窓口にて口座振替依頼書を記入、提出してください。

※「口座振替依頼書」は市内各金融機関窓口にも備えています。ゆうちょ銀行（郵便局）については専用の依頼書がありますので、直接ゆうちょ銀行窓口にてお申込みください。



問合せ:水道局 業務課 ☎892-3352